

亡くなられた方の介護保険料について（６５歳以上）

６５歳以上の方（第１号被保険者）が死亡した場合、介護保険における被保険者資格の喪失日は死亡日の翌日となります。介護保険料は被保険者資格喪失日の前月まで※を月割りで算定し、介護保険料額が変更となった場合は、後日「介護保険料額変更通知書」をご遺族に対して送付いたします。また、納付不足がある場合には納付書を同封いたしますので、指定された期限内に納付をお願いします。

なお、納め過ぎた介護保険料がある場合には、介護保険料額変更通知書を送付した後に「還付請求書」を改めてお送りいたします。

※月の末日に死亡した場合は、死亡した月までを算定し、月の末日以外に死亡した場合は、死亡した前月までを算定します。

（例）

死亡日	資格喪失日	介護保険料算定期間
７月３０日	７月３１日	４月から６月まで（３ヶ月分）
７月３１日	８月１日	４月から７月まで（４ヶ月分）
８月１日	８月２日	４月から７月まで（４ヶ月分）

また、保険料を年金から天引きしている場合は、年金保険者（日本年金機構等）に死亡届、未支給年金請求等の手続きをしてください。なお、死亡届を提出しても年金保険者（日本年金機構等）が年金からの天引きを停止するのに約２～３ヶ月かかるため、引き続き介護保険料が天引きされることがあります。この場合にも、年金保険者（日本年金機構等）からの処理結果によって、納付済の介護保険料と比べて過不足があれば、差額の納付書または還付請求書をご遺族に対して送付いたします。

《問い合わせ》

小鹿野町福祉課

電話 0494-75-4103